

東京電力福島第一原子力発電所の実施計画の変更に係る認可申請 (ALPS処理水の海洋放出関連) に関する審査状況 (第1回)

令和3年8月25日
原子力規制庁

1. 経緯

令和3年7月19日及び8月2日、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出に関連する実施計画の変更認可申請（以下「変更申請」という。）があったことを受け、令和3年4月14日の第3回原子力規制委員会において了承された対応方針^{※1}に基づき、公開の審査会合において審査を行っている^{※2}。

今回、変更申請に対する審査の状況について報告する。

※1：参考1「東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の取扱いに関する政府方針を踏まえた対応について」

※2：第1回（7/30）、第2回（8/17）

2. 変更申請の内容及び審査状況について

2-1. ALPS処理水の海洋放出に係る組織変更（令和3年7月19日申請）

(1) 変更申請の内容

ALPS処理水の海洋放出に関連する設備の設計・建設・設置の他、ALPS処理水の分析の計画に関する業務を行う部署として、発電所組織にALPS処理水プログラム部を新たに設置するもの。

(2) 審査の状況

- ・同部は、主としてこれまでALPS処理水の海洋放出に関連する業務に従事していた者で構成され、新たに同業務を所掌する部署を一元化するもので、他部門との業務分担及び責任・権限が明確になっていること。
- ・同部内に、3つのプロジェクトグループ（機械設備、土木設備及び処理水分析評価）を設け、必要な能力を有する人員を配置するとしていること。

以上より、ALPS処理水の海洋放出を着実に履行するために必要な体制の整備が適切に行われ、組織全体の職務の遂行に支障がないことを確認したので、認可に向けた手続きを行うこととする。

なお、ALPS処理水の海洋放出に際して分析評価に必要な要員や設備の確保状況については、海域モニタリング等を含む福島第一原子力発電所における分析全体の状況も念頭に置きつつ、別途変更認可申請されるALPS処理水の海洋放出方法に関する実施計画の審査において確認する。

2-2. 貯留タンク（G4北・G5エリア）の設置（令和3年8月2日申請）

(1) 変更申請の内容

既設の貯留タンクのうち、K4エリアの約3万m³分のタンクを海洋放出するALPS処理水の受入、測定・評価、放出の用途に変更することから、その代替として、新たに約3万m³分の貯留タンクをG4北・G5エリアに設置するもの。

(2) 審査の状況

- ・ALPS処理水の海洋放出までに必要な貯留量が確保できる見込みであること。
- ・放射能濃度が低いALPS処理水を貯留対象とするものであり、敷地境界における実効線量への寄与は小さいものであること。
- ・既設の溶接タンク（G1・G4南エリア）と同じ仕様とし、放射性物質の漏えい防止及び拡大防止策を講じていること。

以上について確認したが、タンク等の耐震性については、現在見直しに向けて検討中の耐震設計の考え方について原子力規制委員会の了承を得た上で確認し、認可に向けた手続きを行うこととする。

3. 今後の対応について

今後のALPS処理水の海洋放出に関連する申請についても、公開の審査会で審査を行い、審査の状況については、適宜、原子力規制委員会に報告することとする。